川尻村文書「勧業二関スル書類」(大正四年)

0 大正四年二月二十日 加藤ハナ 水車設置願

水車設置願

- 津久井郡川尻村字谷津ヨリ流出スル谷川ノ水ヲ利用シ、水車設置ノ位置竝ニ利用河川、水路ノ名称 久井郡川尻村字久保沢千八拾九番地ノ三二設置
- 営業用ニシテ他人ノ穀類ヲ搗挽スルヲ目的トス 水車設置ノ目的並ニ自家用営業用ノ区別
- ξ 水車ノ ,輪径及員数

水車 壱輌、 但シ輪径二十尺

四 万力碓 据付動力機ノ名称及其員数、 二個 差渡 一尺八寸ノモノ一箇、 箇数 又八 枠数 一尺二寸ノモノ一個

擣臼 二斗張五個、四斗張三個、 計八個

五 平面図 別紙ノ通リ

右ノ通リ設置仕リ度候間、 御許可被成下度、 地

主以連署、 此段相願候也

大正四年二月二十日

津久井郡川尻村二百九十二番地

加藤ハナ

全郡仝村千八拾九番地願人 加藤

八木穣弼

津久井郡長 熊谷綱助 殿

大正四年十月二十一日、 全月二十三日、 指令書、 津久井郡指令第二六四号ヲ以テ指令アリ 本人二交附